

青色申告

一般社団法人
蒲田青色申告会

大田区蒲田5丁目43番7号ロイヤルハイツ蒲田307号
TEL. 03(3732)1310 FAX. 03(3732)1381
<http://www.kamata-aoiro.or.jp>

蒲田会報

No. 827

令和6年4月号

ホームページのパスワード

a2pu

発行人 江川慎郎

ご確認ください

申告に誤りがあった場合等

確定申告をした後に申告内容に誤りが見つかった場合、申告をした税額等が実際より少なかったときは「修正申告」をしてこれらの金額を正しい額に訂正し、また、多かったときは「更正の請求」をして正しい額に訂正することを求めることが出来ます。

誤っている申告額を自発的に訂正されない場合には、税務署長が正しい額に更正する場合があります。また、期限内に申告することを忘れていた場合には、できるだけ早く申告するようにしてください。なお、申告の必要があるにもかかわらず、確定申告をされなかった場合には、税務署長が所得金額や税額を決定する場合があります。税務署長が更正や決定を行う場合や提出期限に遅れて申告した場合には、新たに加算税が賦課される場合があるほか、法定申告期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。

振替納税等

○ 振替納税の手続きをされている方

確実に振替納税出来るよう、振替納付日の前日までに指定口座の預貯金残高をご確認ください。

なお、振替納税は、申告期限までに申告書を提出された場合に限り、利用できます。

令和5年分の所得税の確定申告分（第3期分）の口座振替日は、令和6年4月23日(火)、消費税及び地方消費税の口座振替日は、令和6年4月30日(火)です。

※ 納税が期限に間に合わなかった場合、納期限の翌日から納付日までの延滞税も併せて納付する必要があります。また、振替納税についても残高不足等で振替できなかった場合には、納期限の翌日から納付日までの延滞税がかかりますので、納付書により、最寄りの金融機関等の窓口で、確定申告分の納税額と共に納付してください。

○ 延納の届出をした方

申告書第一表の延納の届出欄に「申告期限までに納付する金額（2分の1以上）」及び「延納届出額」を記入した方は、延納届出額を令和6年5月31日（金）までに納付してください（振替納税の手続きをされている方は、口座振替されます）。

※保存期間は、帳簿についてはその閉鎖の
日の属する年の翌年3月15日の翌日から
7年間、書類についてはその作成又は受領
の日の属する年の翌年3月15日の翌日から
7年間、（又は5年間）となります。

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	仕訳帳、総勘定元帳、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳、固定資産台帳など	7年
書類	決算関係書類	損益計算書、貸借対照表、棚卸表など
	現金預金取引等関係書類	7年 (前々年分所得が300万円以下の方は、5年)
	その他の書類	5年

◆青色申告者の帳簿書類の保存期間について
左記のとおり、令和5年分の帳簿等は令和13年まで保存義務があります。

ワンポイント情報

青色共済へのご加入をご検討ください！！！

青色共済は、疾病等による死亡・入院が発生したとき等にお見舞金が給付される、会員相互の助け合い制度です。85歳6ヶ月まで継続加入ができ、傘寿金の給付を受けて自動脱退となります。

青色共済会費は、月額1人1,000円。便利な口座振替をご利用いただけます。

また、青色共済加入者は、健康診断「青色ドック」の標準検査を特別料金で受診できます。

新規のご加入資格は、加入時現在、健康で正常に業務に従事している昭和28年11月2日～平成21年11月1日までに生まれた青色申告会員、専従者、従業員の方です。

○お願い
ご連絡ください。

事務局より

都税だより

☆都税がスマートフォン決済アプリで納付できます

都税の納付にスマートフォン決済アプリを是非ご利用ください。アプリ内で納付書のバーコードを読み取るだけで、いつでも、どこでも、簡単に納税できます。詳細は、主税局HPをご確認ください。

(https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/common/tozei_nouzei.html#L16)

☆23区内の都税事務所の所管区域にご注意ください

23区内において、個人事業税、法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人民税の課税事務は9つの都税事務所で、事業所税の課税事務は4つの都税事務所で行っています。その他の税に関しましては、お近くの都税事務所等にお問い合わせください。

<所管都税事務所一覧>

所管区域		千代田区	文京区	荒川区	北区	足立区	中央区	江東区	江戸川区	台東区	墨田区	葛飾区	港区	品川区	大田区	新宿区	中野区	杉並区	渋谷区	目黒区	世田谷区	豊島区	板橋区	練馬区
所管都税事務所	個人事業税 法人事業税 特別法人事業税 地方法人特別税 法人民税	千代田		荒川		中央		台東		港	品川		新宿		渋谷		豊島							
事業所税	事業所税	千代田		中央		台東		港		品川		新宿		渋谷		豊島								

【お問い合わせ先】大田都税事務所 電話 03(3733)2411(代表)

二七日	一八日～一五日	所得税確定申告指導会・事務局
二八日	一九日～二二日	消費税確定申告指導会
二九日	二〇日～二三日	執行部会
三十日	二四日～二七日	東青連理事会

三月 事業報告

簡易帳簿	複式簿記	記帳方法	◎記帳方法等と青色申告特別控除について
模範不動産登記で記帳や、小規模な貸借対照表を作成する場合など	貸借対照表の不動産登記簿記の作成により、事業所得者や損益計算書による算出原則が事業的取扱いと同一である	内 容	
10万円(最高)	55万円(最高)(一定の要件により) 65万円(最高)	青色申告特別控除	

**一般社団法人
蒲田青色申告会**

〒144-0052 大田区蒲田5-43-7ロイヤルハイツ蒲田307号 TEL 03(3732)1310 FAX 03(3732)1381

